

名古屋支部・尾張西支部・尾張北支部

3支部合同 藤前干潟不法投棄ごみ撤去作業

平成27年11月26日(木)午前9時から昨年に引き続き、環境省中部地方環境事務所の呼び掛けで名古屋支部、尾張西支部、尾張北支部の3支部合同でシギやカモ類など国内有数の渡り鳥の飛来地として知られる国指定の鳥獣保護区の藤前干潟(名古屋市港区)で、不法投棄ごみの撤去作業が行われました。

今年も会員57名(名古屋支部39名、尾張西支部11名、尾張北支部など7名)、環境省中部地方環境事務所職員10名、愛知県職員、名古屋市職員等総勢約90名が参加し行われました。

参加者は、午前9時に日光川プール駐車場に集合し、開会セレモニーが行われ、環境省中部地方環境事務所の小岩課長と新美名古屋支部長の挨拶がありました。



環境省 小岩課長

その後、名古屋市環境局の大岩作業係長からごみの分別方法についての説明の後、日光川河口の戸田茶屋排水機場南と日光川左岸の2か所二班に分かれ、葦がしげる干潟部に入り作業を開始しました。



新美名古屋支部長

日光川左岸が一区切りついたことから、戸田茶屋排水機場南に合流し、範囲を広げて実施しました。堤防から投げ込まれたとみられる冷蔵庫、家具など、また、上流から漂着したとみられるペットボトル、空き缶、廃プラスチック類など、約3時間半で、可燃ごみ約3トン、不燃ごみ約1トンが集められ、それぞれ名古屋市の処理施設である南陽工場と大江破碎工場に運ばれました。



参加者全員の記念写真

また、名古屋市で処理できないタイヤ28本、テレビ8台、冷蔵庫5台など約1トンのごみは、後日に委託処理するために、堤防の下に集積されました。



日光川左岸でのごみの撤去作業

昨年は、可燃ごみ約2.5トン、不燃ごみ約2.7トンを回収しており、それに比べると回収量が少なく、昨年実施した撤去作業の効果があったと言えます。



日光川河口戸田茶屋排水機場南でのごみの撤去作業

小岩課長の終わりの挨拶で、来年度の実施についても、願いがありました。継続した取り組みの大切さを実感しました。